

平成 27 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 テンポホールディングス株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 水 田 正 道
(コード番号 2181 東証第一部)
問 合 せ 先 財 務 担 当 執 行 役 員 関 喜 代 司
(TEL 03-3375-2220)

内部統制基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成27年5月19日開催の取締役会において、内部統制基本方針の一部改定を決議いたしましたので、お知らせいたします。

今回の改定の要旨は、平成27年5月1日施行の改正会社法および改正会社法施行規則を踏まえ、企業集団における業務の適正を確保するための体制および監査を支える体制に係る方針の強化・具体化に関する変更であります。

改定後の内容は下記のとおりです。

記

1. 当社および子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) グループコンプライアンス基本規程を制定し、当社グループのコンプライアンス体制の整備およびコンプライアンスの実践を図る。
- (2) 当社グループ全体のコンプライアンスを統括する部署を当社に設置し、コンプライアンスに係る諸施策を継続して実施するとともに、その活動状況を取締役会に報告する。
- (3) 当社グループの役員および使用人に対して、コンプライアンスの教育・研修を継続的に行う。
- (4) 法令・定款等の違反行為を予防・早期発見するための体制として、当社のコンプライアンス統括部署を窓口とするグループ内部通報制度を整備する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、文書等の保存に関する規程を定め、重要な会議の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は、同規程の定めるところに従い適切に保存および管理を行う。また、取締役または監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧が可能な状態を維持する。

3. 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、執行役員制度を導入することで業務執行責任を明確化し、取締役会の意思決定機能および監督機能の強化を図る。
- (2) 当社は、事業活動の総合調整と業務執行の意思統一を図るため、経営会議を原則として月2回開催し、当社グループの全般的な重要事項について審議する。
- (3) 当社は、三事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標および予算配分等を定める。

- (4) 当社は、当社グループにおける職務分掌、指揮命令系統、権限および意思決定その他の組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させる。
- (5) 当社は、経営の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するよう、ITシステムの主管部署を置いて整備を進め、全社レベルでの最適化を図る。

4. 当社および子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役および執行役員は、当社グループの事業活動に関するリスクを定期的に把握・評価し、毎事業年度の経営計画に適切に反映する。また、グループ全体のリスク管理が適切になされるようグループリスク管理規程を制定する。
- (2) 大規模地震等の危機の発生に備え、危機管理規程を制定し、危機管理体制の整備、危機発生時の連絡体制の構築および定期的な訓練の実施等、適切な体制を整備する。

5. 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、当社グループの企業価値を最大化する観点から、関係会社に対する適切な株主権の行使を行う。
- (2) 当社は、関係会社管理規程において、関係会社における経営上の重要事項の決定を事前承認事項とし、また、関係会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。
- (3) 内部監査部門は、当社グループ全体の法令・定款および社内規程の遵守体制の有効性について監査を行う。また、是正・改善の必要がある場合、すみやかにその対策を講じるように適切な指摘や指導を行う。
- (4) 当社グループの役員および使用人は、当社に設置した内部通報窓口を利用することができる。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の職務を専属的に補助する使用人を配置する。当該使用人に対する日常の指揮命令権は、監査役にあり、取締役からは指揮命令を受けない。また、当該使用人に関する人事異動、人事考課および懲戒処分等は、監査役の同意を得たうえで行う。

7. 当社の取締役および使用人並びに子会社の取締役等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役および使用人は、監査役の求めに応じて、事業および内部統制の状況等の報告を行い、内部監査部門は内部監査の結果等を報告する。
- (2) 取締役および使用人は、重大な法令・定款違反および不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす事実またはその恐れのある事実を知ったときは、速やかに監査役に報告する。
- (3) 子会社の取締役および使用人は、子会社に著しい損害を及ぼす事実またはその恐れのある事実を知ったときは、速やかに当社の子会社担当部署に報告する。また、当該報告を受けた子会社担当部署は、報告を受けた事項について、速やかに監査役に報告する。
- (4) 当社は、内部通報制度の適用対象に当社グループ各社を含め、当社グループにおける法令、定款、または社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題にかかる通報について、監査役への適切な報告体制を確保する。

8. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

就業規則等の社内規程において、使用人が、監査役への報告または内部通報窓口への通報により、人事評価において不利な取扱いを受けることがなく、また懲戒その他の不利益処分の対象となることがないことを明示的に定める。

9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

10. その他監査役監査が実効的に行われていることを確保するための体制

監査役は、必要に応じて取締役および重要な使用人に対して報告を求め、代表取締役社長、内部監査部門および会計監査人とそれぞれ定期的な意見交換の実施を求めることができる。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社は、財務報告の信頼性および金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示のもと、内部統制システムを構築し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。
- (2) 当社グループ各社は、財務報告の信頼性を確保するため、社内の必要な手続きおよび承認を得て、当社に財務情報を提出する。
- (3) 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、社内の必要な手続きおよび承認を得て、財務情報を社外に公表する。

12. 反社会的勢力排除に向けた体制

- (1) 当社は、反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応し一切の関係を遮断する。
- (2) 当社は、主管部署を定め、所轄警察署や特殊暴力防止に関する地域協議会等から関連情報を収集し不測の事態に備えるとともに、事態発生時には主管部署を中心に外部機関と連携し、組織的に対処する。

以上